

令和7年度 介護給付適正化事業について

ケアプラン点検をはじめ、実態に即したサービス提供であるか等の確認を行いました。

真に必要とする過不足のないサービスの適正な提供と、持続可能な介護保険制度の構築のため、今後も介護給付適正化事業の取組を継続していきますので、下記の実施結果を確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

1 ケアプランの点検

◆目的

介護支援専門員の資質向上と利用者の自立を促す適切なケアプランにより給付が実施されることを支援します。

◆実施内容

ケアプラン帳票提出及び居宅介護支援事業所への訪問、面談、書面による協働点検等

◆実施件数

5事業所

利用者62件

◆点検結果による主な通知事項

- ・福祉用具貸与では、品目ごとに必要性を検証した上で居宅サービス計画書の位置づけが必要です。福祉用具貸与・購入では十分な必要性を判断せず算定した場合、利用者の自立支援を阻害する恐れがあるため、専門職の意見を聴取し必要性を判断してください。
- ・住宅改修の位置づけがある居宅サービス計画書では、施工業者との連携、適切な判断、改修後の効果について確認しました。理由書作成時、長岡市ホームページ「住宅改修事前確認リスト」が参考になります。

2 縦覧点検・医療情報との突合

◆目的

国保連合会へ委託し、連携及び情報共有を行うことにより、効率的に過誤調整の勧奨並びに適正な報酬算定について周知します。

◆実施内容

介護サービス事業所へ送付された「各確認兼介護給付費過誤申立書」（国保連合会への委託）の受付管理と内容確認

【委託分】

- ・縦覧点検 …複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検
- ・医療情報との突合…入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無を確認

【管理件数（委託分）】

- ・縦覧点検 10,000件（見込み）
- ・医療突合 350件（見込み）

3 住宅改修の点検

◆目的

リハビリテーション専門職が住宅改修の申請内容について確認を行っています。

特に適正な施工を促進するため、提出書類や写真だけでは現状が把握しにくいケース、新しい素材や、過去に類を見ない工事内容があったケースを対象に現地確認を行います。

◆実施内容

工事施工前もしくは施工後に利用者宅を訪問し、住宅改修の必要性及び効果、施工状況が適正であるか等の確認

◆現地確認実施件数

7件（見込み）

◆実施結果

- ・入院中で、予め改修が必要となったケースで、居宅で動作確認が実施できなかったため、退院後の利用者の身体機能や生活状況に適しているかを確認
- ・壁の端に付けたブラケットから15cmほど空間に突出した手すりについて、必要性和安全性について工事後に確認し、妥当性を判断

4 給付費通知

◆目的

ショートステイは連続利用は30日までと制限されている中で、30日を超える長期利用しているケースが見受けられるため、長期利用対象者に通知し、介護保険サービスの適正な利用の検討を勧奨します。

◆実施内容

ショートステイを60日を超える長期利用している利用者とそのケアプランを作成している居宅介護支援事業所等に送付

◆送付件数

対象者 13名

対象居宅介護支援事業所 10事業所

5 福祉用具購入・貸与（軽度者に係る福祉用具）の点検

◆目的

福祉用具の必要性の判断が明確であるか、居宅において使用される用具であるか等を確認

◆実施内容

提出書類やサービス利用状況からの必要性を確認し、必要に応じて事業所等へ聞き取りを行います。

◆実施結果

福祉用具購入費支給申請書および軽度者に係る福祉用具貸与申請書の全件について書類確認等を行う。

※ 軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて（フロー図）別紙参照

担 当：介護保険課 給付係

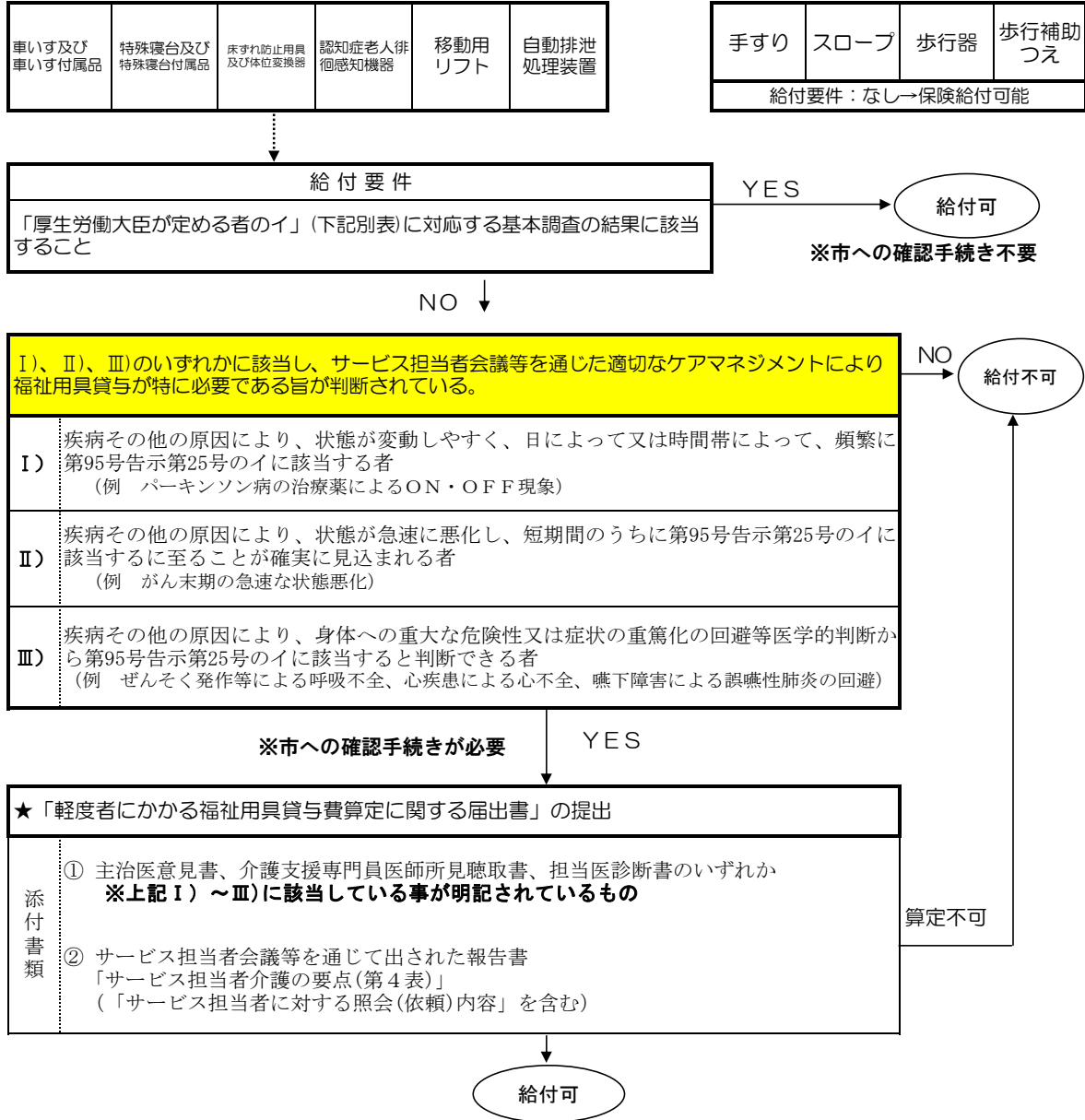
電 話：（0258）39-2245

FAX：（0258）39-2278

メール：kaigo@city.nagaoka.lg.jp

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて(フロー図)

別紙



別表

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
車いすおよび車いす付属品 (1)(2)のいずれかに該当する者	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7:歩行「3.できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
特殊寝台および特殊寝台付属品 (1)(2)のいずれかに該当する者	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4:起き上がり「3.できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3:寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3:寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知器 (1)(2)のいずれにも該当する者	(1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1:意思の伝達 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または、3-2～3-7:記憶・理解のいずれか「2.できない」 または、3-8～4-15:問題行動のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨記載されている場合も含む
	(2)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2:移動「4.全介助」以外
移動用リフト(つり具の部分を除く) (1)(2)(3)のいずれかに該当する者	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8:立ち上がり「3.できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1:移乗「3.一部介助」または「4.全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
自動排泄処理装置 (1)(2)のいずれにも該当する者	(1)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6:排便「4.全介助」
	(2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1:移乗「4.全介助」